

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日の翌日
が休息日、
当日は、そ
の翌日)

目次

◇ 告 示 保険業剤師の登録 (二件)

国民健康保険業剤師として登録があつたものとみなされるもの

保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度

土地改良区の役員住所の変更

土地改良事業の工事の完了

告 示

鳥取県告示第五百八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険業剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険業剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十三年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険業剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険業剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十三年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険業剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
梶野真弓	鳥葉第三七七号	昭和五十三年五月十日
大坪卓弥	鳥葉第三七八号	昭和五十三年五月十三日

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
井本八千代	鳥葉第三七九号	昭和五十三年五月十七日

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
榎野真弓	鳥国葉第三七七号	昭和五十三年五月十日
大坪卓弥	鳥国葉第三七八号	昭和五十三年五月十三日

鳥取県告示第五百十一号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、昭和五十三年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和五十三年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在場所		皆伐面積の限度 (ヘクタール)	単位区域名
	市郡名	市町村名		
水源かん養保安林	河原・郡家	八頭地区	一九五〇・九〇	八頭地区
土砂流出防備保安林	若桜	八頭地区	八・二二	若桜
林	智頭	八頭地区	〇・一四	智頭
林	船岡	船岡	一〇・二三	船岡
林	用瀬	用瀬	〇・七六	用瀬
林	佐治	佐治	一一・九五	佐治
林	船岡	船岡	〇・〇六	船岡
干害防備保安林	喜才谷山	喜才谷山	〇・三八	喜才谷山

水源かん養保安林	鳥取	鳥取	〇・四六	明見谷東平
水源かん養保安林	岩美	岩美	〇・九二	池ノ内下平
水源かん養保安林	八頭	八頭	一・六〇	赤波
土砂流出防備保安林	河原・郡家	河原・郡家	九二六・〇八	鳥取地区
土砂流出防備保安林	岩美	岩美	六・五八	河原
土砂流出防備保安林	郡家	郡家	九・五六	郡家
土砂流出防備保安林	岩美	岩美	一〇一・七三	岩美
土砂流出防備保安林	福部	福部	五・三四	福部
土砂流出防備保安林	鳥取	鳥取	七五・八六	鳥取
土砂流出防備保安林	鳥取	鳥取	一・七六	鳥取
土砂流出防備保安林	鹿野	鹿野	六四・四二	鹿野
土砂流出防備保安林	青谷	青谷	一〇・六四	青谷
土砂流出防備保安林	岩美	岩美	四・二六	岩美
土砂流出防備保安林	鳥取	鳥取	一五・八二	鳥取
土砂流出防備保安林	鳥取	鳥取	一・〇二	鳥取
土砂流出防備保安林	倉吉	倉吉	一・三五七・九八	倉吉地区
土砂流出防備保安林	東伯	東伯	三一・九二	東伯
土砂流出防備保安林	倉吉	倉吉	四三・六三	倉吉
土砂流出防備保安林	東伯	東伯	三八・四一	東伯
土砂流出防備保安林	東伯	東伯	九・七一	東伯

土地改良事業の名称	工事完了年月日	届出者
福島地区農道舗装事業	昭和五十三年三月二十日	溝口町
宮原地区農道舗装事業	昭和五十三年三月二十日	"
福居地区農業用排水事業	昭和五十三年三月二十日	"
三部地区農業用排水事業	昭和五十三年三月二十日	"
中祖地区農業用排水事業	昭和五十三年三月二十日	"
二部地区農業用排水事業	昭和五十三年三月二十日	"
大滝地区農業用排水事業	昭和五十三年三月二十日	"
池田地区農業用排水事業	昭和五十三年三月二十日	"
福岡地区農業用排水事業	昭和五十三年三月二十日	"
母里田地区農業用排水事業	昭和五十三年三月二十日	"

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】